平成23年11月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 加 藤 雅 子 平成23年(対第3493号弁護士報酬請求控訴事件 (原審・横浜地方裁判所平成21年(ワ)第3484号)

泱

口頭弁論終結日 平成23年8月25日

عا

刊	次										
横浜市中区港町1丁目1番地											
控 訴 人	横	浜	÷	市							
同代表者市長	林		文	子							
同訴訟代理人弁護士	金	子	泰	輔							
東京都港区港南二丁目16番5号											
控訴人補助参加人	三 菱	重工業	集株式会	≥ 社							
同代表者代表取締役	大	宮	英	明							
同訴訟代理人弁護士	藤	井	E	夫							
同	田	子	真	也							
同	坂	本	倫	子							
被控訴人	稲	葉	恭	治							
横浜市保土											
被控訴人	綾	部	祥一	郎							
横浜市旭區	*										
被控訴人	杉	本	三	郎							
横浜市											
被控訴人	橋	本	光	治							
横浜市											

被 控 訴 人

--- 亡星川ノブ子承継人

星川

勝

横浜市神奈川区				7号					
	被_	控	訴	人	益	子	良		*******
横浜市									
	被	控	訴	人	山	本	千		種
横浜市							,		
` _	被控訴人·上記被控訴人7名訴訟代理人弁護士								
					大	Щ	隆		司
	被控訴人ら訴訟代理人弁護士				上 木	村	和		夫
	同				篠	原	義		仁
	同				,渡	辺	登	代	美
	同				小	沢	弘		子
		主		文					

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とし、補助参加によって生じた費 用は控訴人補助参加人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人の住民である被控訴人らが、控訴人が控訴人補助参加人(以下「補助参加人」という。)及びJFEエンジニアリング株式会社(以下「JFE」という。)に対して各別に発注した2件のゴミ償却施設建設工事において、補助参加人とJFEがそれぞれ談合をした(以下「本件談合」という。)として、本件の被控訴人ら代理人らに訴訟委任をした上、平成12年7月21

日,横浜地方裁判所に,平成14年法律第4号による改正前の地方自治法(以 下「旧地方自治法」という。)242条の2第1項4号に基づき、本件の控訴 人に代位して、本件の控訴人補助参加人及びJFEを被告とし、不法行為によ る損害賠償として、補助参加人に対しては19億1580万円とこれに対する 平成6年9月15日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金、JFE に対しては41億2000万円とこれに対する平成7年9月22日から支払済 みまで年5分の割合による遅延損害金をそれぞれ控訴人に支払うことを求める 住民訴訟を提起し(横浜地方裁判所平成12年閉第34号)、同裁判所は平成 18年6月21日に1審原告ら(本件の被控訴人ら)一部勝訴の判決をし、こ れに対して本件の控訴人補助参加人及びJFEが控訴し、東京高等裁判所は平 成19年10月16日に補助参加人に対しては9億5790万円とこれに対す る平成11年5月18日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を, JFEに対しては20億6000万円とこれに対する平成13年5月18日か ら支払済みまで年5分の割合による遅延損害金をそれぞれ本件の控訴人に対し て支払うことを命ずる判決をし、補助参加人とJFEがこの控訴審判決に対し て上告及び上告受理申立てをしたが、平成21年4月23日、上告棄却・上告 不受理決定により、上記控訴審判決が確定したため、同条7項に基づき、控訴 人に対し、住民訴訟の弁護士報酬相当額2億1415万円の一部請求として1 億円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成21年7月25日から支 払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、補助参加人が控訴人 に補助参加した事案である。

原審が被控訴人らの請求を全部認容したため、補助参加人及び控訴人が控訴 した(補助参加人はその後控訴を取り下げた。)。

2 前提事実,争点及び争点についての当事者・補助参加人の主張は,原判決1 4頁17行目の「訴訟を継続する」を「訴訟活動を行う」に改めるほかは,原 判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2及び3(原判決3頁8 行目から15頁6行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人らの本件請求を全部認容すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」の1ないし4(原判決15頁8行目から26頁20行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決15頁13行目の「是認される」を「是正される」に改める。
 - (2) 同16頁14行目の「35,36,」の次に「49」を加える。
- 2(1) 控訴人は、当審においても、① 前訴住民訴訟の原告であった被控訴人ら とその訴訟代理人であった弁護士との間で、前訴住民訴訟に係る弁護士報酬 について具体的にどのような報酬の合意がされたかは不明であり、その主張 ・立証がなされていない、したがって、旧地方自治法242条の2第7項の 趣旨から,前訴住民訴訟で被控訴人らが勝訴したとしても同項の「弁護士に 報酬を支払うべきとき」に該当するのか否かが不明である.② この点につ いて当事者間に争いがあるのに、弁論の全趣旨のみによって報酬合意があっ た事実を認定するのは民訴法179条、247条の趣旨を逸脱するものであ る,③ 前訴住民訴訟に係る旧地方自治法242条の2第7項の「報酬額の 範囲内で相当と認められる額」を算定する際に考慮すべき要素のうち、(ア) 事案の難易については、その立証の核心は本件談合に係る公取委の審判事件 の記録を謄写して書証として提出することであったのであるから、困難な類 型に属するものではない、(イ)弁護士が要した労力の程度や時間については、 それが多大なものであったとはいえず、むしろ少ないものであったし(大川 弁護士の訴訟活動は原告本人として行ったものであるから、それ以外の弁護 士が行った訴訟行為に要した労力の程度や時間は少ない。), 大川弁護士が上 記審判事件の記録の謄写請求をしたのは原告本人としてであり、謄写請求権 の有無に係る訴訟についても原告本人として訴訟を遂行しているのであるか

- ら、これを前訴住民訴訟の代理人として行ったものということはできない、 (ウ) 回収額については、遅延損害金は時間の経過によって必然的に発生する ものであるから、これを考慮することは妥当ではなく、特に着手金について 遅延損害金を含めた回収額を基準とするのは論理的に不可能である.また. 市債の余分な金利負担分は、本件談合によって横浜市債を余分に起債した状 熊がその後も継続したことに伴う損害の増加であり、不法行為である本件談 合に伴う損害賠償請求権に付加して発生する遅延損害金に対応すべきものと いえるから、仮に遅延損害金を回収額に含めるのであれば、余分な金利負担 分も回収額から控除しなければ平仄があわず、したがって、これを回収額か ら控除すべきであり、結局、回収額は、元本合計額30億1790万円から 国庫補助金874万5750円及び市債の余分な金利負担分2億9287万 2830円を控除した残額27億1628万1420円とすべきである。(エ) 住民訴訟の公益的性格に着目してなされるべき減額については、本件報酬規 程に基づく算定を行うのであれば、それによって算出された着手金及び報酬 金の合計額について30%の減額をした上で、更に52%(2億0744万 円を1億円に減額した場合の減額率)を超えるより高額な減額がなされるべ きである、(オ) 大川弁護士の前訴住民訴訟における訴訟活動は原告本人の活 動として評価すべきであり,訴訟代理人としての活動として評価すべきでは なく(他の原告本人の訴訟代理人としていかなる訴訟活動をしたのか判然と しない。),前訴住民訴訟は実質的には大川弁護士による本人訴訟である,と 主張する。
- (2) また、控訴人補助参加人は、① 本件弁護士報酬請求権の発生の前提である報酬の合意について、甲49によれば、本件報酬規程により算定される報酬額を支払う旨の合意は存在しないことが明らかである、② 仮に甲49を前提として、「横浜市の負担額」を上限とする旨の合意があったということであれば、本件報酬規程を基準として弁護士報酬相当額を認定することには

理由がなく、むしろ、控訴人が弁護士に委任して自ら訴えを提起した場合(訴訟物の価額が1億円を超えるもの)の実際の弁護士報酬額が考慮されなければならず、その場合の本件報酬規程に基づく報酬額からの減額率は最低でも58.4%ないし59%であるから、それを下回る率の減額しかされないのは、仮に前訴住民訴訟を通常の訴訟としてみたとしても、著しく不当に高額な報酬となる、と主張する。

(3) しかし、訴訟代理人弁護士が元々黙示の合意又は事実たる慣習を根拠として報酬を請求することができることを考えると、報酬合意の存在については、当審で提出された甲49によりこれを認めるに足りるというべきであって、上記(1)①②及び(2)①の主張は理由がないというべきであり、また、上記(1)及び(2)のその余の主張については、当審で提出された証拠をも踏まえて検討しても、前記の判断(原判決の引用部分)を左右するに足りない。

第4 結論

よって,原判決は相当であって,本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして,主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

 裁判長裁判官
 高
 世
 三
 郎

 裁判官
 加
 藤
 謙
 一

 裁判官
 増
 森
 珠
 美